

24 大田区における工場騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(平成22年(ゲ)第1号事件・平成22年(調)第5号事件)

(1) 事件の概要

平成22年4月1日、東京都大田区の住民2人から、プラスチック加工会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが受けている睡眠不足、体調不良、胃潰瘍等の健康被害は、被申請人が操業する工場の成形機・油圧モーター・冷却ポンプ・コンプレッサ等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成22年9月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(平成22年(調)第5号事件)、裁定委員会が自ら処理することとした。同年10月6日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、原因裁定申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。